第二十二条の三十一第一項中「第三条の二第一項第九号」を「第四条第一項第九号」に改め、同条第二項中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二十二条の三十二及び第二十二条の三十三中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二十二条の三十四中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に、「第三条の二第二項第一号イ」を「第四条第二項第一号イ」に改める。

第三十五条第三項第四号を次のように改める。

四　削除

第三十五条第四項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を削る。

第四十条第五項第四号を次のように改める。

四　削除

第四十九条第四項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を削る。

第八十条中「又は介護療養施設サービス」及び「又は第二十二条」を削る。

第百三十条中「又は介護療養型医療施設」を削る。

第百三十八条から第百四十条の二までを次のように改める。

第百三十八条から第百四十条の二まで　削除

第百四十条の二十一中「又は介護療養型医療施設」を削る。

第百四十条の四十三第一項中「、介護療養施設サービス（法第八条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が八人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）」を削り、同条第二項中「若しくは介護療養型医療施設、」を削り、「、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に改める。

第百四十条の四十四第一号リ中「第二号又は」を削り、「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養型医療施設」を削る。

第百六十五条の四第三号中「、法第百十二条第二項」を削る。

別表第二第一号ニ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」を削り、同表第一号二号ヨ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」、「(6)については介護療養施設サービスに限る。）」及び(6)を削り、同表第一号五号チ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」を削る。

様式第一号の二裏面中「、指定介護療養施設サービス」を削る。

様式第三号の二表面中「、第百十二条第一項」を削る。

様式第四号表面中「（報告等）第百十二条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」及び「・第百十二条」を削る。

様式第四号第二号第二項第二号第二条第二項第二号第二条第二項第二号第二条